

議第29号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条」に、「第24条・第25条」を「第23条・第24条」に、「第26条～第30条」を「第25条～第29条」に、「第31条～第34条」を「第30条～第33条」に、「第35条～第38条」を「第34条～第36条」に、「第39条～第41条」を「第37条～第39条」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

第4章中第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第5章中第26条を第25条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

第30条中「第27条及び第28条」を「第26条及び第27条」に改め、同条を第29条とする。

第6章中第31条を第30条とし、第32条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

第7章中第35条を第34条とし、第36条を第35条とし、第37条を削る。

第38条中「第35条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第36条と

する。

第 8 章中第39条を第37条とし，第40条を第38条とし，第41条を第39条とする。

別表第 1 中「第35条関係」を「第34条関係」に改め，同表ふん尿の項中「700」を「900」に，「350」を「450」に，「1,500」を「1,900」に，「750」を「950」に改め，同表その他の一般廃棄物の項を次のように改める。

その他の一般廃棄物	占有者等が収集，運搬及び処分を委託する場合	100リットルまでごと	800	
	一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し，処分を委託する場合	100キログラムまでごと	1,000	
	占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し，処分を委託する場合（一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し，処分を委託する場合を除く。）	1回の搬入量が100キログラム以下のとき。		1,000
		1回の搬入量が100キログラムを超え600キログラム以下のとき。	1,000円に100キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,500円を加えた額	
1回の搬入量が600キログラムを超えるとき。		8,500円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額		

別表第 2 中「第36条関係」を「第35条関係」に改める。

別表第 3 を削る。

第 2 条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 ふん尿の項を次のように改める。

下水道処理区域の	人数に基づき算定する場合	便所を使用する者（以下「使用者」という。）が2人以内のとき。	1 月	2,100
		使用者が3人以上のとき。	1人につき1月	1,050
	定期的収集	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1 月	4,500

ふん尿	場合等	収集に基づき算定する場合	するとき。	1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1月100リットルまでごと	2,250
			臨時に収集するとき。	1回の収集量が200リットル以下のとき。	1回	4,500
			1回の収集量が200リットルを超えるとき。	1回100リットルまでごと	2,250	
	その他の場合	人数に基づき算定する場合		使用者が2人以内のとき。	1月	900
				使用者が3人以上のとき。	1人につき1月	450
		収集に基づき算定する場合	定期的に収集するとき。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1月	1,900
				1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1月100リットルまでごと	950
			臨時に収集するとき。	1回の収集量が200リットル以下のとき。	1回	1,900
				1回の収集量が200リットルを超えるとき。	1回100リットルまでごと	950

別表第1備考に次のように加える。

4 「下水道処理区域の場合等」とは、収集する場所が次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域となって3年を経過した区域に存する場合（同法第11条の3第3項ただし書の規定によりくみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合を除く。）

(2) 催し会場、工事現場等において、当該事業の用に供するために一時的に設置される仮設便所である場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1ふん尿の項の改正規定及び次項の規定 平成21年6月1日

(2) 第1条の規定(別表第1ふん尿の項の改正規定を除く。) 平成21年10月1日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 平成23年4月1日

(経過措置)

2 ふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。以下「ふん尿処理手数料」という。)のうち、平成21年6月1日前の委託に係るふん尿処理手数料については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後の委託に係るふん尿処理手数料について適用し、同日前の委託に係るふん尿処理手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

本市の一般廃棄物処理施設による産業廃棄物の処理を廃止するとともに、一般廃棄物の処理に要する費用の適正化を図る必要があるので提案する。